

《集中取組期間における中間点として》

本府においては、府政の再生に向けた徹底した行財政改革をすすめるため、平成 13 年 9 月に行財政計画案を策定し、そのなかで平成 14 年度から平成 16 年度までの 3 年間に集中取組期間として、できることは、どんどん着手していくこととしました。そして、昨年度を「改革元年」と位置付け、計画(案)の取組を着実に遂行するだけでなく、そのスピードアップや早期具体化、また、計画(案)に記載されていない、さらなる改革についても積極的に取組んでまいりました。

このような取組により、一般行政部門における 10 年間 3,000 人削減については、平成 14・15 年度において計画案の見込を大きく上回って前倒しで実施することができ、全国的にも最も高かった職員給与は最低水準となりました。

また出資法人の改革におきましても、法人数や補助金等の財政支出の削減については前倒しで実施し、役職員数の削減については、既に集中取組期間における目標を今年度で達成するなど、経営の効率化に最大限の努力をおこなってまいりました。

負の遺産の整理、主要プロジェクトについても、分譲事業について一定の方向性を示しするなど取組をすすめているところであります。

さらに施策再構築についても、適正な受益と負担、選択と集中の観点から厳しく点検を行い、施策評価をはじめとして、計画案における見込を上回る取組が見込まれているところであります。

しかしながら、府の財政状況は非常に厳しく、依然として予断を許さない状況にあります。また行政改革にも不断の努力が必要です。そのため、府政再生を目指すにあたって、その核となる行財政改革につきましては、財政改革、組織改革のみならず、規制改革、職員の意識改革、電子府庁(e-ふちょう)の推進などにも積極的に取組んでいるところであります。

今回の報告は、このような取組における計画案の前倒し(55 項目)、さらなる改革(42 項目)を中心にとりまとめたものであります。

今後とも、常に機敏な対応を心がけ、より積極的に府政の改革をすすめ、行財政計画案に示した項目の達成に重点的に取組むとともに、府政の再生のみならず、産業の再生、都市の再生を目指し、雇用問題、少子高齢化社会への対応、子どもの教育問題など府が担うべき役割についてはしっかり果たせるよう、未来への投資についても決然と実行してまいりたいと考えております。